福島イノベーション・コースト構想デジタルスタンプラリー事業

業務委託仕様書

この仕様書は、福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下、甲とする。）が受託者（以下、乙とする。）に委託する「福島イノベーション・コースト構想デジタルスタンプラリー事業」（以下、本事業とする。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

１　事業の名称

　　福島イノベーション・コースト構想デジタルスタンプラリー事業

２　事業の目的

本事業は、福島イノベーション・コースト構想（以下「イノベ構想」とする。）の実現に向けた動きを加速させるため、県内小学生及びその親世代を主な対象に、浜通り地域等15市町村（※）のイノベ構想に関わる拠点等を実際に訪問したり、周遊したりすることにより、県民等のイノベ構想に対する認知度向上や理解の深化を図り、構想への参画や構想に参画する関係者を支える機運を醸成することを目的とする。

（※）浜通り地域等15市町村

いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

３　業務委託期間

　　委託契約締結の日から令和６年２月２９日(木)までの期間

４　業務委託及びプロポーザル提案の内容

業務委託期間を通じて、小学校高学年児童及びその家族世帯を主なターゲットに参加者1,500名以上を目標として、以下（１）～（７）の業務を行い、各事項について提案を行うこと。

なお、参加者とは、アプリ等を用いてデジタルスタンプラリー実施場所を訪れ実施期間中に1個以上のスタンプを取得した者とする。

（１）実施回数・期間

提案事項

●委託期間内に１回以上実施し、目標参加者人数の達成に有効な実施期間を提案すること。

（提案にあたっての留意事項）

・業務委託期間内でのスタンプラリーの開催期間は制限しない。

（２）場所

提案事項

●スタンプラリーの設置箇所を25箇所以上選定し提案すること。

（提案にあたっての留意事項）

・浜通り地域等15市町村内の施設等を、各市町村から1箇所以上選定すること。

・イノベ構想と関連のある施設等を中心とし、観光地等を含めることも可能とする。

・土日祝日の誘客が見込める施設を全体の7割以上とし、かつ、スタンプラリー実施に必要な造作物等を設置可能な屋内施設を有する施設を中心に選定すること。

・施設等との交渉や、造作物等の設置・維持・撤去は業務委託に含める。

（３）アプリ等の開発

デジタルスタンプラリーの実施に対応したアプリまたはそれに準ずる仕組み（以下「アプリ等」という、）の開発・維持管理を行うこと。

①アプリ等の仕様

・スマートフォンやタブレット等可能な限り多くのモバイル端末機種に対応可能なシステムとすること。

・幅広い世代の方が利用しやすいユーザーインターフェースとすること。

②アプリ等の機能

・実施場所の情報等の確認機能

・スタンプの取得機能

・取得状況の確認機能

・景品の閲覧機能

・スタンプの取得状況に応じた景品応募機能

・景品応募時にアンケートへ回答いただく機能

・通知機能（実施期間や景品申込期限、情報を適時ユーザーに配信する機能）

・上記に関するアプリ等の管理機能

・その他、当該業務の効果的な実施のために必要な機能

（留意事項）

・新規開発を基本とするが、既存のアプリ等を活用しても本事業の目的・仕様が達成可能な場合、既存アプリ等の改修等による提案も可能とする。その場合、その旨を明示すること。

・個人情報の収集を行う場合、本事業に最小限必要な内容に留め、プライバシー保護のための統計的な処理を行うなど、個人情報が外部に漏れることのないよう、その管理を適切に行うこと。

（４）スタンプラリーの実施方法

提案事項

●スタンプラリーのルールを提案すること。なお、イノベ構想の理解促進や機運醸成に資するスタンプ取得方法を含めること。また、その実施イメージを実施場所２箇所程度について例示すること。

●小学校高学年児童を中心に親しみやすいデザインを提案すること。

●景品応募の仕組み（取得したスタンプをどのように用いて応募を行うか）及びその景品を提案すること。

（提案にあたっての留意事項）

・景品の応募にあたっては、本事業の効果を図るための設問等を回答するアンケートを必ず行うこと。

・当選者の抽選、景品の手配・発送等は業務委託に含め、費用として100万円以内を見積に含むこと。

・景品はイノベ構想または浜通り地域等15市町村に関連のある内容とする。

・制作したデザイン等の制作物の著作権は甲に帰属するものとする。

・上記のほか、本事業を効果的に実施するための提案を可能とする。

（５）広報・ＰＲツールの作成等

提案事項

●下記の事項のほか、目標人数以上のより多くの参加が期待できる効果的な広報手段を提案すること。

・県内の小学生児童（全学年）を対象として、各小学校を通じてチラシ（サイズ任意）の配布を行うこと。なお、チラシにはスタンプラリー実施施設を案内する地図、簡易な施設説明（営業情報等）等を記載すること。

・ポスター（A1サイズ）及び前掲のチラシを関係施設等に掲出・設置すること。

・スタンプラリーを行う施設内で、実際にスタンプ取得を行う場所には参加者の目に留まる造作物等を設置・掲出すること。なお、設置施設等との交渉や、造作物の設置・維持・撤去は業務委託に含める。

（提案にあたっての留意事項）

・広報やＰＲツールの作成に係る費用等は見積に含むこと。

（６）その他

・スタンプラリーの実施期間中、問い合わせ先となる事務局を設置すること。

・スタンプラリーの終了後、参加者数や参加場所等のデータやアンケートの集計により効果の分析を行うこと。

（７）実績報告書の作成

乙は、上記について取りまとめた実績報告書を作成し、委託期間内に提出すること。

５　成果品

実績報告書（正副本１部ずつ）

６　提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

（１）契約締結後に速やかに提出するもの

・業務委託着手届（第１号様式）

・総括責任者通知書（第２号様式）

・実施工程表（様式任意）

・業務実施体制図（様式任意）

・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

（２）業務完了後に速やかに提出するもの

・業務委託完了届（第３号様式）

・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

７　総括責任者

　乙は、本事業に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければな

らない。

８　事業実施にあたっての打合せ

　　乙は、本事業の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本事業実施のために必要な協力をする。

９　委託料に含まれる経費

委託料には、業務委託の実施に係る一切の費用を含むものとし、疑義が生じる場合は甲と協議するものとする。

10　その他

・著作権は機構に帰属する。

・乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。

・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本事業に含まれるものとする。

11　新型コロナウイルス感染症による契約変更について

新型コロナウイルス感染症により、仕様書内容の実施が困難な場合、又は内容を変更ないし縮小せざるを得ない場合、契約金額、契約内容等に変更が生じることがある。変更内容については、甲乙協議のうえ、定めることとする。